

【凡例】 時とき・場場所・内内容・講講師・費費用（記載なしは無料）・対対象・定定員・持持ち物・注注意事項・申申込み（記載なしは不要）・問問合せ

募集

**大学で学ぼう！
家族介護教室in順天堂大学**

順天堂大学の教員が講師となり、効率的な介護方法や力を抜ける介護方法を学ぶことができます。

時①8月8日(火)午前10時～正午

「排泄ケア・清潔に過ごすために」

②8月9日(水)午前10時～正午

「看護の視点 災害看護・リフレクソロジー」

※①②いずれかのみでの参加も可

場順天堂大学保健看護学部11番教室(大宮町3丁目7-33)

※実習室に変更する可能性があります。

※駐車場はありません。

対家族を介護している人、将来に備えて介護方法を学びたい人

定各回30人程度

持室内履き

申・問7月21日(金)までに、電話、FAXまたはメールで
地域包括ケア推進課 ☎ 983・2609 FAX 975・6788

✉houkatsu@city.mishima.shizuoka.jp

情報

**ご協力をお願いします
水道メーターの取り替え**

水道メーターは、計量法で有効期限が8年と定められているため、有効期限前に検針地区ごとに取り替えを行っています。作業は「三島市指定上下水道工事店協同組合」が行い、対象家庭には予定日を事前に通知します。

取り替え期間	対象地区※全部または一部
7月中旬～8月中旬	徳倉1丁目、谷田、谷田（御門）
8月中旬～9月中旬	加茂、富士見台、幸原町(旧幸原簡易水道)
9月中旬～10月中旬	壺町田、幸原町、沢地、大場
10月中旬～11月中旬	若松町、寿町、泉町

注▶立ち会い不要▶メーターボックスの上に車や荷物などを置かないでください▶取り替えは無料▶作業中は給水を停止▶取り替え後は一時的に水が濁る場合があるため、少し水を流してからご使用ください▶作業員は、「水道メーター交換作業者証」を携帯し、代表作業者は「三島市指定上下水道工事組合」の蛍光ベストを着用しています

問水道課 ☎ 983・2657

募集

**令和5年度前期（9月～11月）の参加者を募集しています
シニア向け運動教室に参加しませんか？**

運動機能や口の機能の維持・向上、認知症予防の方法について学ぶ運動教室を開催します。

対運動に支障がなく、会場まで通うことのできる65歳以上の人※介護保険の認定者、事業対象者登録をしている人は対象外

注▶年間1人1教室▶定員を超えた場合は、昨年度参加していない人を優先して抽選▶健康状態のアンケートの結果、参加をお断りする場合があります

運動教室の詳細

内容	とき	ところ	定員
▶体・脳の機能の向上 脳がイキイキするような教室です。脳の活性化を図る体操やプログラムを行い、脳の機能が低下しやすい部分を鍛えます。	9月5日～11月7日 毎週火曜日午後(全10回) ※予備日：11月14日(火)	北上文化プラザ2階 研修室2	15人
▶体・口の機能の向上 表情、体型、ダブルで美しくなる方法を学びます。体や口の機能アップの体操など盛りだくさんの講座です。	9月7日～11月9日 毎週木曜日午後(全10回) ※予備日：11月16日(木)	社会福祉会館4階 大会議室	20人

申・問7月14日(金)までに参加したい教室を、地域包括ケア推進課 ☎ 983・2609

※令和5年度後期（11月～令和6年2月）の開催については、9月1日号でお知らせします。



募集

令和5年度実施

三島市職員採用試験【B日程】



◀採用試験案内
電子申請はこちら

試験区分		年齢、学歴、資格要件	採用予定人数
職種	試験の種類	※それぞれ令和6年3月卒業見込みと令和6年3月資格取得見込みを含む	
一般事務	短大卒	平成7年4月2日以降に生まれた人で、短期大学を卒業した人	1人程度
	高校卒	平成9年4月2日以降に生まれた人で、高等学校を卒業した人	
一般事務 (障がいのある人)	短大卒 高校卒	昭和58年4月2日以降に生まれた人で、次の①、②の両方を満たす人 ①身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 ②短期大学または高等学校を卒業した人	1人程度
社会福祉士	免許資格職	昭和63年4月2日以降に生まれた人で、社会福祉士資格を有する人	1人程度

■職員採用試験 (B日程)

時9月17日(日)

場市内 ※申込者に後日通知

申7月21日(金)～8月4日(金)に市ホームページから電子申請※電子申請ができない場合は郵送可

※詳細は採用試験案内をご覧ください。採用試験案内は、市ホームページからダウンロードできるほか、市役所玄関受付・生涯学習センター・公民館(中郷・錦田・北上・坂)で配布しています。

■職員採用説明会 (B日程)

時7月16日(日)午前10時～正午

場市役所本館3階 第1会議室

内B日程の採用に関する説明、先輩職員との職種別座談会(働き方、やりがいなど)

定50人※参加の有無は試験に考慮しません。

申・開7月3日(月)～12日(水)に市ホームページから電子申請または電話で人事課☎983・2617

市民生活
相談センター
からの
お知らせ

ストップ! 消費者トラブル

布団の処分や点検を口実にした
強引な訪問販売に注意!

■事例

「処分してもよい布団はないか」と男性が訪問してきたので、2階の押し入れにある座布団を引き取ってもらうことにした。すると、業者が勝手に上がり込んで押し入れを開け、座布団ではなく羽毛布団などを勝手に出し「このままではダメになってしまうので、リフォームしたほうがよい」と熱心に勧めてきた。根負けして約13万円の契約をしてしまった。年金暮らしの身には高額過ぎて支払えない。

(80歳代)

■アドバイス

- ◆「処分してもよい布団はないか」などと訪問されても、安易に家の中に入れないようにしましょう。家の中にあげてしまうと、点検を強いられたり、布団の購入やリフォームの契約を勧められたりする恐れがあります。
 - ◆布団の処分は事業者ではなく、市のルールに従って処分しましょう。
 - ◆事業者の来訪は、なるべく一人に対応せず、一度帰ってもらうなどして、家族や周囲の人などに同席してもらいましょう。
 - ◆家族や周囲の人は、高齢者の家に不審な訪問者が来ていないか、いつもと違う様子はないかなど、気を配りましょう。
 - ◆困ったときは、市民生活相談センターまたは消費者ホットライン(局番なし188)へご相談ください。
- 開市民生活相談センター☎983・2621